

令04原機（速実）002

令和4年4月27日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉施設（高速実験炉）に係る使用前検査申請書記載事項の変更届
（照射燃料集合体（B型照射燃料集合体（先行試験（その3）用））の製作）

平成17年8月10日付け17サイクル機構（大洗）160をもって申請し、平成17年10月17日付け17原機（大速）004、平成18年8月29日付け18原機（大速）015、平成19年1月23日付け18原機（大速）028、平成19年2月23日付け18原機（大速）042、平成19年6月6日付け19原機（大速）015、平成20年2月20日付け19原機（大速）050、平成22年8月31日付け22原機（大速）011、平成25年5月31日付け25原機（大速）002、平成25年6月18日付け25原機（大速）011、平成27年4月23日付け27原機（大速）002及び平成30年4月25日付け30原機（速実）002をもって変更届を提出した使用前検査申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項の「1. 原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」のうちの代表者の氏名を次のとおり変更した。

(1) 代表者の氏名の変更

変更前 児玉 敏雄

変更後 小口 正範

2. 変更の理由

令和4年4月1日付けで理事長に小口正範が就任したため。